

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 9 月 30 日

フリー株式会社

2022年9月30日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都品川区大崎一丁目2番2号
フリー株式会社
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

当社は、2022年8月24日付でMikatus株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年9月30日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、Mikatus株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行いました。本件合併に関して、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2022年9月30日
2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 差止請求
Mikatus株式会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
Mikatus株式会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
Mikatus株式会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
Mikatus株式会社は、会社法第789条第2項及び第3項並びに同社定款の定めに従い、債権者に対し、2022年8月24日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 差止請求
本件合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
本件合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であるため、該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議
当社は、会社法第799条第2項及び第3項並びに当社定款の定めに従い、債権者に対し、2022年8月24日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に

関する事項

当社は、効力発生日をもって、Mikatus 株式会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2022 年 10 月 7 日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2022 年 8 月 24 日

Mikatus 株式会社

2022年8月24日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番3号
M i k a t u s 株式会社
代表取締役 田中 啓介

当社は、2022年9月30日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、フリー株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行うことといたしました。つきましては、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2022年8月24日付で締結した合併契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社関係にあることから、本件合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれており、また、本件合併後において債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1

合併契約書

フリー株式会社（以下「甲」という。）とMikatus株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）を行う。

（合併をする会社の商号及び住所）

第2条 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：フリー株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目2番2号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：Mikatus株式会社

住所：東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番3号

（効力発生日）

第3条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2022年9月30日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議し、合意の上、これを変更することができる。

（合併対価）

第4条 甲は、乙の株式のすべてを保有しているため、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額）

第5条 甲の資本金及び準備金の額は、本合併により変動しない。

（合併承認決議）

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

（権利義務の承継）

第7条 乙は、効力発生日前日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理）

第8条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙間で協議し、合意の上、これを実行する。

(合併条件の変更及び契約の解除)

第9条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙間で協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙間で協議し、合意の上、これを定める。

本契約の成立の証として、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2022年8月24日

甲：東京都品川区大崎一丁目2番2号
フリー株式会社
代表取締役CEO 佐々木 大輔

乙：東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番3号
M i k a t u s 株式会社
代表取締役 田中 啓介